

東京都母子及び父子福祉資金・女性福祉資金貸付けのご案内

都では、ひとり親家庭の方が、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金をお貸ししています。

貸付対象

◎母子及び父子福祉資金
原則として都内に6カ月以上居住する母子家庭の母親・父子家庭の父親などで、20歳未満のお子さんを扶養している方。
◎女性福祉資金
原則として都内に6カ月以上居住する配偶者がいない女性

貸付けの種類・申請方法

技能習得・転宅・修学などの目的ごとに資金の種類が分かれています。申請は、事前予約の上、児童青少年課(市役所2階)へ
※審査の結果、貸付けができない場合があります。

償還方法

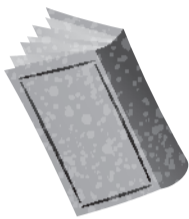
資金ごとに設定されている期限内に償還していただきます。連帯保証人の有無によって利子(年1%)が掛かる場合があります。
詳しくは同課助成支援係 ☎470・7736へ。

児童保育所への入所申し込み受け付けは12月1日(火)～12日(土)

児童保育所の3年度入所の申し込み受け付けは12月1日(火)～12日(土)の期間に行います。受付時間は、12月1日(火)～5日(土)、7日(月)～9日(水)、12日(土)が午前8時半～午後5時、10日(木)・11日(金)が午前8時半～午後8時です。

3年度保育園のしおり・入所申込書の配布を11月2日(月)から開始します

3年度の保育施設入所のしおり、教育・保育給付認定申請書と認可保育施設の入所申込書は11月2日(月)から子育て支援課(市役所2階)で配布を開始します。また、市ホームページでも公開します。申し込みの受け付けは11月25日(水)から開始します。詳細については、広報紙11月1日号でお知らせします。



は、市内の市立小学校に在籍 または市内在住で、3年4月に小学校新1年生～新6年生になる児童です。申し込み方法の詳細については、11月2日(月)から児童青少年課(市役所2階)、各児童保育所で配布予定の入所案内、広報紙11月1日号でお知らせします。

おわびと訂正

広報10月1日号3面に掲載しました「私立幼稚園等の無償化・補助制度のご案内」に誤りがありました。補正給付(給食副食費の補助)の対象者について、認定ことも園の保育利用(2号認定)は「5万7700円以下」とありますが、正しくは「5万7699円以下(ひとり親世帯等は7万7100円以下)」です。おわびして訂正いたします。

国民年金



新たに年金生活者支援給付金の支給対象になりうる方に請求書をお送りしています。年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには、請求書の提出が必要となります。

提出が必要となります。対象となる方
① 65歳以上である
② 世帯員全員が市民税が非課税となっている
③ 年金収入額とその他の所得の合計が約88万円以下である
④ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給中で前年の所得額が約46.2万円以下である方
◎請求手続き
(1) 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方
受け取りの対象になる方には、日本年金機構より10月中旬頃から請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。3年2月1日までに請求手続きが完了すると、2年8月分からさかのぼって受け取ることが出来ます。
(2) 年金を受給しはじめた年金の請求手続きと併せて年金事務所または市保険年金課で請求手続きをしてください。
詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411または市保険年金課 ☎042・470・7732へ。

ファミリーサポートセンターのご案内

ファミリーサポートセンターは、子どもを持つ家庭の支援事業として厚生労働省と都が推進している事業です。実施主体は東久留米市で、社会福祉協議会が委託を受けて運営をしています。子育ての手助けをしてほしい方(ファミリー会員)と、幼稚園行事などで子どもを連れていけないとき、買い物や外出時に預けたいとき、残業などで保育園や学童のお迎えが間に合わないときなどに地域の協力者がお手伝いします。

利用料金平日および土曜日の午前9時～午後5時11時間あたり700円▼平日および土曜日のそれ以外の時間11時間あたり900円▼日曜日、祝日、年末年始11時間あたり900円
※前日までのキャンセルは無料。当日キャンセルは依頼



11月のお気軽に無料相談

相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先	
法律相談(各日8人)	弁護士	10月29日(木)	4日(水) 11日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738	
		11月12日(木)	18日(水) 25日(水)				
不動産・相続・会社の登記等相談(5人) ※電話相談	司法書士	10月27日(火)	4日(水)	午後1時から		各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎472・0061	
表示登記・土地の境界等相談(4人)	土地家屋調査士			午前10時から	市役所2階相談室		
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	行政書士	11月5日(木)	11日(水)	午後1時から		市役所2階相談室	
税務相談(5人)	税理士	11月10日(火)	18日(水)				
人権・身の上相談(4人)	人権擁護委員	11月は実施しません					市役所2階相談室
不動産取引相談(5人)	宅地建物取引士	10月29日(木)	5日(木)	午後1時から			
交通事故相談(5人)	弁護士					市役所2階相談室	
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)	社会保険労務士	11月19日(木)	25日(水)	午前10時から			
女性の悩みごと相談(各日5人)	女性カウンセラー	10月21日(水)	2日(月) 9日(月)	午前10時半～午後4時半		市役所2階相談室	
		11月4日(水)	16日(月) 26日(木) 30日(月)				
女性弁護士による法律相談(4人)	女性弁護士	10月23日(金)	6日(金)	午前9時半～午後0時半		市役所2階相談室	
経営相談	市商工会経営指導員	前日までに	平日	午前10時～午後4時	東久留米市商工会館		

相談内容	相談日	時間	会場	相談員	問い合わせ先	
耐震相談	11月は実施しません					東久留米建築設計協会 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可	火曜～土曜日	午前10時～午後5時 (滝山のみ水曜日は6時まで)	中央相談室(成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室(西部地域センター内)	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 滝山相談室 ☎475・8909	
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	児童青少年課(市役所2階)	母子・父子自立支援員	児童青少年課 ☎470・7736	
身体障害者相談	13日(金)	午前10時～正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課 ☎470・7747、ファクス475・8181	
知的障害者相談	11日(水)			知的障害者相談員		
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	同センター ☎477・2711	
職業相談	開庁日		市役所2階ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員	※直接会場へ。	
住宅増改築相談	12日(木)	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所1階屋内ひろば	市住宅増改築等幹旋事業登録団体協議会	※直接会場へ。	
消費者相談 ※電話相談	平日			消費生活相談員	市消費者センター ☎473・4505	
行政相談	11日(水)	午前10時～正午	生活文化課(市役所2階)	行政相談委員	生活文化課 ☎470・7738	
妊婦訪問	希望する方は右記へ問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス係 ☎477・0022	
赤ちゃん訪問						
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	福祉総務課(市役所1階)	相談支援員	福祉総務課 ☎470・7741	